

## 二本木地区コミュニティセンター利用のきまり

二本木地区コミュニティセンター（以下「センター」という。）の利用、運営に際しては、「新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例」、「新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例施行規則」並びにこの「利用のきまり」に基づきます。

### <センターの設置目的>

地域住民の連帯感を高め、住みよい地域社会づくりの推進に資するため、コミュニティ活動の中心的施設としてコミュニティセンターを設置し、地域住民の自治活動、文化、教養活動、保健、体育、レクリエーション活動、福祉、ボランティア活動の場を提供します。

### ○利用できる部屋等

第1学習室・第2学習室(1部屋として)  
第1会議室・第2会議室(1部屋として)  
調理実習室

### ○利用できる時間

午前9時00分から午後9時(21時)00分までです(準備から後片付けまで含む。)

### ○休館日

(1) 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は開館し、その翌日が休館日となります。)  
(2) 12月29日～1月3日の期間(年末年始期間) ※その他臨時に休館することがあります。

### ○利用手続きと利用許可、変更、取り消し

(1) 利用の申請は、利用する日の1ヶ月前の同日(その日が休館日にあたる場合は、その翌日以降の開館日)からとします。センターの開館時間内に受け付けします。  
例：6月1日に利用したい場合は5月1日から申請できます。  
3月30日に利用したい場合は3月1日から申請できます。(1ヶ月前に該当する日がない場合は、予約したい月の初日からの予約となります。)  
(2) 利用の申し込みは、利用許可申請書に必要事項を記載し、これを受付窓口に提出してください(申請は電話では受け付けませんので、直接来館していただき手続きをお願いいたします。)。許可する場合は、利用許可書を交付します。  
(3) 利用許可後に変更や取消しの事由が発生したときは、速やかにセンター窓口へ交付された利用許可書を持参し、変更又は取消しの手続きを行ってください。原則として、変更や取消しの申請は利用日の3日前までとします。連絡なしで利用がない場合や頻繁に変更や取り消しを行う利用者は、申請の正確性が欠くものと判断し、以後の申請をお断りすることがあります。  
(4) 利用の許可を得た後においても、許可を取り消すことがあります(衆議院議員総選挙の投票所として利用するとき等)。

### ○利用制限及び禁止事項

次のような目的の利用は許可しません。また、違反行為があったときは、直ちに許可を取り消し、以後の利用を禁止します。

(1) センターの設置目的と相違する利用と判断するとき。  
(2) 公益、秩序、風俗、環境を乱すおそれのあるとき。  
(3) 建物、その他物件を汚損又はき損するおそれのあるとき。  
(4) 利用者が感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に規定する

感染症をいう。)にかかり、感染症がまん延するおそれがあると認められるとき。

(5) 利用目的がはっきりしないとき。  
(6) 営利を目的とするとき(学習塾○○教室などで月謝や受講料、参加費を徴収するものは利用を許可しません。ただし、センターの設置目的に沿って、団体等がその都度必要となる教材や資料代の実費相当額のみを徴収する場合や、団体等が講師等を招き、物事を教授されることにより支払う対価を団体等の会費から捻出して支払うものに限っては、この限りではありません。)  
(7) 販売行為。ただし、展示・即売会等で売上金の全額又はその一部を新潟市又は社会福祉関係等へ寄贈する等の催しの利用については、「特別の申込」として許可することがあります。  
(8) 宗教活動で利用するとき。  
(9) 利用者が18歳未満である場合は、18歳以上(高校生は不可)の者が責任者となり、利用中も同一室内で安全管理に努めることができる場合に利用を許可します。いかなる理由があっても18歳未満(18歳以上であっても高校生は不可)のみでは利用を許可しません。  
(10) 利用団体を構成する大半の方が同一人物にも関わらず、団体名や代表者を変えて別に利用している事実が確認できたとき。このような利用が発覚したときは、どちらの団体も以後利用を認めません。  
(11) センターの管理運営を定める条令や規則、「利用のきまり」を守れない場合や管理者(管理人を含む。)の指示に従わないなど、センターの管理運営上支障があると認められたとき。  
(12) 1ヶ月で利用できる時間は、8時間までとします。ただし、管理者が適当と認める場合は、この限りではありません。

### ○利用に当たっての注意事項

利用者は、次の事項を厳守してください。

(1) 利用責任者は、センターを利用するときに許可書を受付へ提示してから利用してください。  
(2) 退出の際は、整理整頓、清掃の実施、電源の切り忘れや施設の破損の有無等を確認した後に、受付にて利用報告書を記入し、提出してください。  
(3) 近隣及び他の利用者に迷惑をかける行為は行わないでください。ピアノ・楽器類及びカラオケ・健康体操・エアロビクス等で近隣住民及び隣室に迷惑を及ぼすと判断したときは、利用を中止していただくことがあります。  
(4) 利用時間を厳守してください。  
(5) 許可なく備品等を利用しないでください。許可を受け備品等を使用したときは、元の状態(元の位置)に戻してください。  
(6) 指定場所以外での火気利用、喫煙をしないでください。  
(7) 許可なく印刷物等を掲示しないでください。  
(8) 設備、備品等を破損したときは、速やかに管理人に報告し、その指示にしたがってください(弁償していただくことがあります。)  
(9) 利用時に発生したゴミは各自で持ち帰ってください。  
(10) 特別の設備や物品等を搬入しようとするときは、予め管理者の許可を受けてください。  
(11) 施設内に動物をつれて入ることはできません。ただし、盲導犬等の介助犬はこれに含みません。  
(12) 利用したお茶道具等は、洗って拭いてから元の場所に返してください。  
(13) ガスを利用した場合は、ガスの元栓を締めてください。

### ○その他

この「利用のきまり」に定めがない事項は、センター又は管理者にお問い合わせください。

<指定管理者> 二本木地区コミュニティセンター管理運営委員会 新潟市江南区二本木3丁目2番50号 電話025-381-6871	<施設所管> 新潟市江南区役所 地域課 新潟市江南区泉町3丁目4番5号 電話025-382-4624
--	---